

令和8年度国民健康保険事業費納付金算定結果について

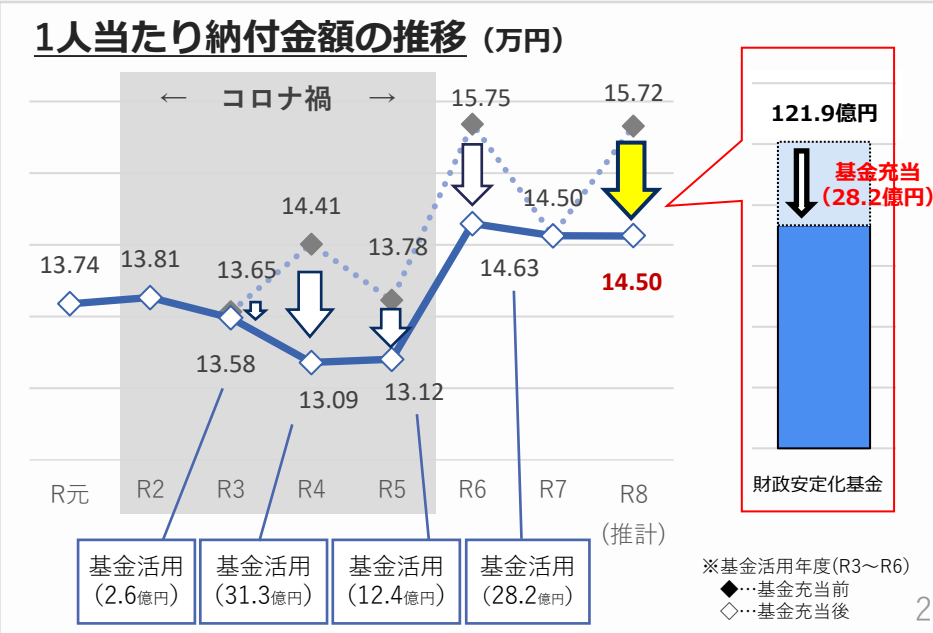
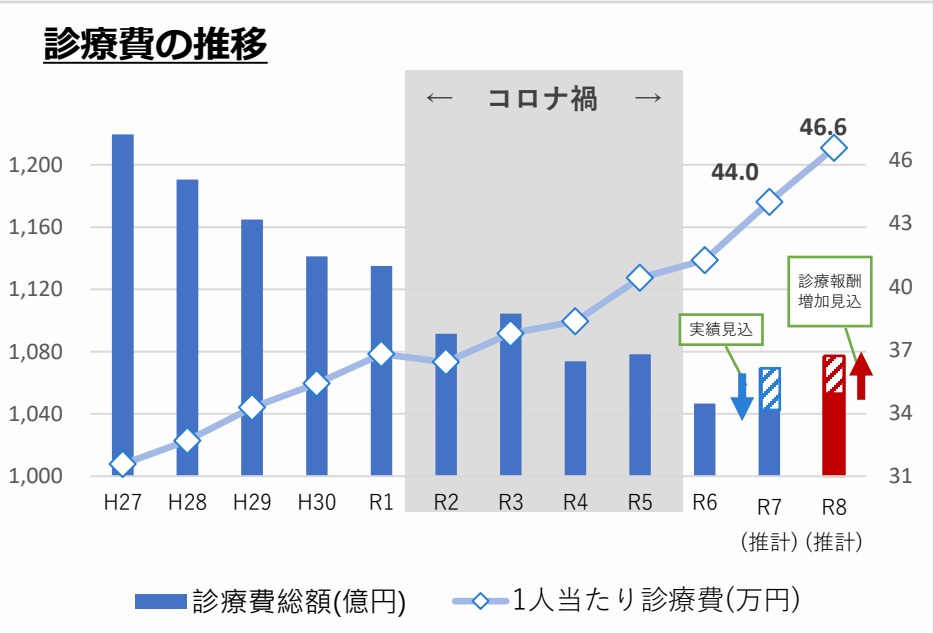
令和8年2月20日

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課

令和 8 年度国保事業費納付金算定結果

- 令和 2 年度～令和 6 年度の診療費実績は、増加と減少を繰り返しているが、令和 8 年度診療報酬改定率が大幅なプラス（+2.22%）となることにより、令和 7 年度と比較して納付金総額は**増加の方向**。
- また、今回から子ども・子育て支援納付金が追加となり、約8億円の納付金が増となっている。
- 納付金総額は363.3億円（前年度比11億円増、**3.12%増**）、1 人当たり納付金額は157,191円（前年度比12,163円増、**8.39%増**）。
- ただし、1 人当たり納付金額について、一人当たり診療費増加の影響等により前年度から増加となるため、県財政安定化基金（以下、「基金」という。）の活用を行うことで、納付金総額335.1億円（前年度比17.2億円減、**4.88%減**）、1 人当たり納付金額144,989円（前年度比39円減、**0.03%減**）とした。

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度			
			基金充当前		基金充当後	
				伸び率		伸び率
1 人当たり診療費	438,193円	440,317円	465,903円	5.81%	465,903円	5.81%
一般被保険者数	253,608人	242,930人	231,100人	▲ 4.87%	231,100人	▲ 4.87%
納付金総額	371.1億円	352.3億円	363.3億円	3.12%	335.1億円	▲ 4.88%
1 人当たり納付金額	146,347円	145,028円	157,191円	8.39%	144,989円	▲ 0.03%



令和 8 年度国保事業費納付金の算定結果

・ 各保険者の算定結果は下記のとおり（総額335.1億円）。

保険者名	納付金総額		1人当たり納付金	
	令和 8 年度	前年比	令和 8 年度	前年比
青森県	33,506,924,074	▲4.9%	144,989	▲0.0%
青森市	6,116,297,074	▲6.3%	135,782	▲1.1%
弘前市	4,714,746,610	▲5.4%	146,534	0.2%
八戸市	5,281,146,289	▲5.2%	143,027	▲1.1%
黒石市	961,916,671	▲3.0%	145,635	▲0.5%
五所川原市	1,548,802,115	▲3.3%	142,196	1.0%
十和田市	1,625,557,120	▲1.2%	152,363	1.3%
三沢市	996,135,967	▲6.5%	155,549	0.3%
むつ市	1,351,600,653	▲3.5%	140,924	▲1.8%
平内町	574,093,508	▲14.1%	213,259	▲8.0%
今別町	58,342,466	▲13.0%	123,346	▲2.3%
蓬田村	119,848,355	▲4.3%	186,100	4.3%
鰺ヶ沢町	314,106,636	▲6.0%	139,479	1.5%
深浦町	230,105,134	▲6.1%	132,702	▲4.2%
西目屋村	37,360,334	8.6%	132,483	▲1.1%
藤崎町	477,677,347	▲0.9%	153,742	1.7%
大鰐町	258,845,034	▲9.0%	136,091	▲3.4%
田舎館村	219,602,274	▲3.4%	151,554	6.7%
板柳町	531,494,680	0.2%	153,923	7.4%
中泊町	312,054,345	▲6.9%	142,231	4.3%
鶴田町	459,783,497	▲4.0%	147,319	3.0%

保険者名	納付金総額		1人当たり納付金	
	令和 8 年度	前年比	令和 8 年度	前年比
野辺地町	321,938,773	▲4.6%	134,928	▲2.2%
七戸町	416,184,283	▲6.0%	151,285	1.8%
六戸町	327,067,314	▲9.4%	157,168	1.4%
横浜町	167,166,858	▲0.2%	169,026	4.6%
東北町	510,117,246	▲3.0%	151,640	0.4%
六ヶ所村	228,162,024	▲8.4%	157,788	▲4.3%
大間町	201,900,455	1.4%	159,858	3.4%
東通村	207,473,569	▲0.7%	140,280	▲0.0%
風間浦村	60,168,646	1.0%	137,371	3.1%
佐井村	61,192,789	▲11.8%	136,287	▲2.9%
三戸町	303,619,132	▲2.7%	143,759	1.0%
五戸町	463,267,705	▲4.3%	141,197	1.6%
田子町	163,218,984	▲4.3%	139,384	▲0.0%
南部町	504,212,356	▲3.7%	139,748	0.1%
階上町	362,653,213	▲10.3%	140,672	▲2.3%
新郷村	77,659,109	▲11.1%	142,494	▲3.3%
つがる市	1,120,694,054	0.3%	149,845	3.7%
外ヶ浜町	213,643,671	▲2.9%	162,590	1.4%
平川市	947,307,837	▲4.7%	149,630	2.6%
おいらせ町	659,759,947	▲5.9%	149,031	0.1%

令和8年度国保事業費納付金算定方法（考え方）

- ・ 納付金の算定方法（考え方）は青森県国民健康保険運営方針に基づく。

算定方式

- ・本県においては、**3方式**（所得割・均等割・平等割）とする。

医療費指数反映係数 α

- ・各市町村の医療費指数をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数（ $0 \leq \alpha \leq 1$ ）であり、 $\alpha = 1$ の時は医療費指数が納付金に全て反映され、 $\alpha = 0$ の時は医療費指数が反映されないこととなる。
- ・本県においては令和3年度から段階的に α を0.2ずつ引き下げており、令和7年度以降は **$\alpha = 0$** とする（納付金ベースの統一）。

所得係数 β

- ・各市町村の所得水準をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数であり、全国平均を1とした場合の本県の所得水準を示すものである。
- ・本県においては、各市町村の負担能力に応じた納付金負担とする観点から、ガイドラインにおいて示された原則どおり、 **$\beta = \text{青森県の所得水準}$** として算定する。
- ・ $\beta = 0.81\cdots$ （※医療分）より小さくすると、所得水準の高い市町村の納付金額が少なくなる（低い市町村は多くなる）。

高額医療費の調整（1件90万円超レセプト）

- ・小規模市町村において著しく高額な医療費が発生した場合のリスクの緩和を図る観点から、1件90万円超の高額医療費のうち、90万円を超える部分については、**共同負担**とする。

令和8年度国保事業費納付金算定方法（考え方）

- ・国通知に基づき、下記のとおり算定している。

診療費の推計

- ・被保険者1人当たりの診療費の推計は、直近の実績と過去の伸び率を使用するとされている。
- ・令和2年～令和5年の間の新型コロナの影響による診療費の増減の影響を避けるため、**令和元年度の実績を基礎として、複数年度（平成27年度から4年）の伸び率**により推計する。
- ・**令和8年度診療報酬改定率（1.0222）を反映する。**

被保険者数の推計

- ・団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が令和5年度で終了したが、減少傾向が継続していることを踏まえ、国から提供されている「**コーホート要因法を用いた被保険者数の推計ツール**」の「**3年トレンド**」を採用し、被保険者数を推計する。

流行初期医療確保拠出金等

- ・国通知において、「流行初期医療確保拠出金は仮に流行初期医療確保措置を講ずる場合でも医療給付費の減少を賄う性質のものであり、納付金額等を増加させるものではないこと、また流行初期医療確保関係事務費拠出金については、通常、微小であって納付金等には影響しない程度であることが想定されるため、見込まないこととして差し支えない。」とされていることから、**見込まないこととする。**

令和8年度国保事業費納付金算定方法（考え方）

・ 令和8年度からの変更点（子ども・子育て支援金制度、保険料（税）水準統一）

子ども・子育て支援納付金の追加

- ・令和6年6月5日に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、既存の医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に加え、新たに**子ども・子育て支援納付金分が追加**された。
- ・子ども・子育て支援納付金の**算定方法は、既存の納付金と同様**である。（標準保険料率の算定にあたっては、一部子ども・子育て支援金のみに関する項目がある。）

国・特別調整交付金（県分） ※子ども被保険者による財政影響（20歳未満被保険者数）に応じて交付

- ・令和7年度までは、20歳未満被保険者数に応じて市町村個別の歳入としていたが、**令和8年度からは県の歳入（共同配分）**とする。

保険者努力支援制度交付金（県分）

- ・令和7年度までは、保険者努力支援制度（市町村分）の評価結果に基づく配分を行い市町村個別の歳入としていたが、**令和8年度からは県の歳入（共同配分）**とする。

算定可能な特別調整交付金（市町村分）

- ・令和7年度までは、市町村個別の歳入としていたが、**令和8年度からは県の歳入（共同配分）**とする。
- ・保険給付費等交付金（特別交付金）として各市町村への交付は行わないことから、納付金として徴収しない。
- ・具体的には、「結核・精神に係る療養給付費等が多額であること」「未就学児に係る医療費負担が多いことによる財政影響があること」により交付されるものを算定可能な特別調整交付金の対象としている。

令和8年度国保事業費納付金算定方法（考え方）

- ・ 令和8年度からの変更点（保険料（税）水準統一、出産育児一時金の繰入れ廃止）

出産育児諸費（＝出産育児一時金）

- ・ 令和7年度までは、市町村個別の歳出としていたが、令和8年度からは県の歳出（共同負担）とする。

出産育児交付金

- ・ 令和6年4月から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが導入されており、概算出産育児交付見込額については医療分から減算する。
- ・ 令和7年度までは、国から示された概算出産育児交付見込額を各市町村の出産育児一時金保険料相当額の割合で按分し、市町村個別の歳入としていたが、令和8年度からは県の歳入（共同配分）とする。

葬祭諸費

- ・ 令和7年度までは、市町村個別の歳出としていたが、令和8年度からは県の歳出（共同負担）とする。

出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金の廃止

- ・ 後期高齢者医療制度からの出産育児一時金への財政支援（出産育児交付金）が令和8年度から全面的に導入されることに伴い、出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金及び当該繰入金に係る地方財政措置が廃止されるため、当該繰入金を計上しないこととした。

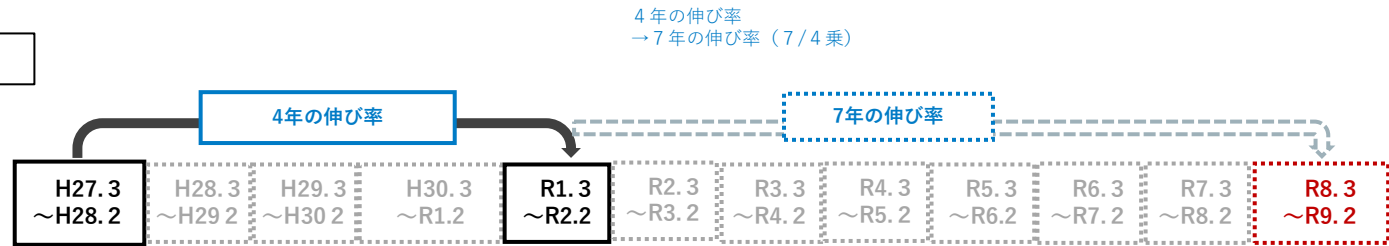
令和 8 年度の保険給付費推計方法

- 国が示す推計方法による。
- 負担区分別（未就学児、70歳未満一般、70歳以上一般、70歳以上現役並所得）の「被保険者 1 人当たり診療費推計」×「被保険者数推計」×「給付率推計」

1 被保険者 1 人当たり診療費推計

令和 2 年～令和 5 年の新型コロナの影響を避けるため、令和元年度の実績を基礎として、平成 2 7 年度からの複数年（4 年）の伸び率により推計した。

算定イメージ



2 被保険者数推計

コーホート要因法（※）による被保険者数推計を用いる。
※自然増（出生・死亡）及び純移動率（資格取得・喪失）の将来値（仮定）に基づき推計する方法。
なお、年間の移動率を算定する方法として、団塊の世代の移行は令和 5 年度末で終了したもの、今後も引き続き減少することが見込まれるが、令和 6 年度における社会保険適用拡大による被保険者数の減少といった特別な減少要因は見込まれないことから、前年度の減少率を超えることは考えにくいため、前年度を超えたものを除いて、最も近い推計値となった 3 年トレンドを採用した。

算定イメージ

「推計被保険者数」
(t + 1 年度) 年内平均の
男女別被保険者数

=

「基準被保険者数」
t 年度 3 月 31 日時点の男女別 n 歳被保険者数
と (n - 1) 歳被保険者数の平均値

×

「移動率」
過去 3 年の移動率における 3 年平均

令和 8 年度の診療費推計結果

- 推計結果は以下のとおりである（総額1,077億円、1人当たり46.6万円）。
- 令和 8 年度診療報酬改定率が大幅なプラス（+2.22%）となることにより、被保険者数の減少を前年度と同程度と見込んでいるものの、総額、1人当たりともに前年度比で増加。

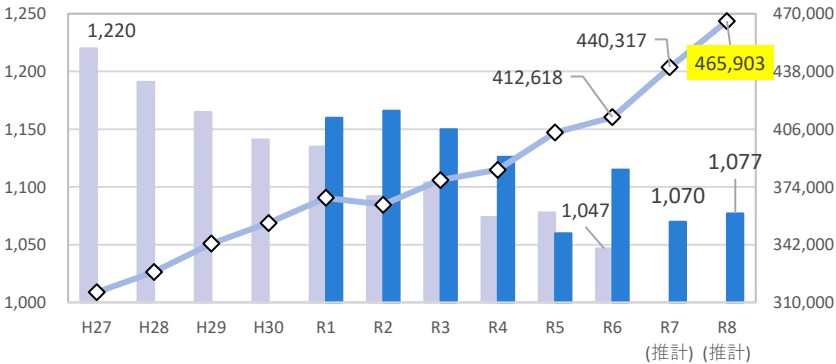
1 負担区分別診療費総額推計結果

年度	令和 7 年度算定（H27～R1の伸び率）			令和 8 年度算定(H27～R1の伸び率)		
区分	被保険者数 (人)	1人当たり 診療費（円）	総額（円）	被保険者数 (人)	1人当たり 診療費（円）	総額（円）
未就学児	3,859	296,971	1,146,010,414	3,484	394,363	1,373,959,451
70歳未満一般	171,128	406,714	69,600,166,286	163,203	432,468	70,580,135,935
70歳以上一般	65,294	520,265	33,970,188,126	61,022	531,810	32,452,121,648
70歳以上現役並	2,649	849,283	2,249,749,824	3,391	962,540	3,263,971,709
合計	242,930	440,317	106,966,114,650	231,100	465,903	107,670,188,743
R 7 年度比	-	-	-	▲ 4.87%	5.81%	0.66%

2 診療費・被保険者数の推移（参考）

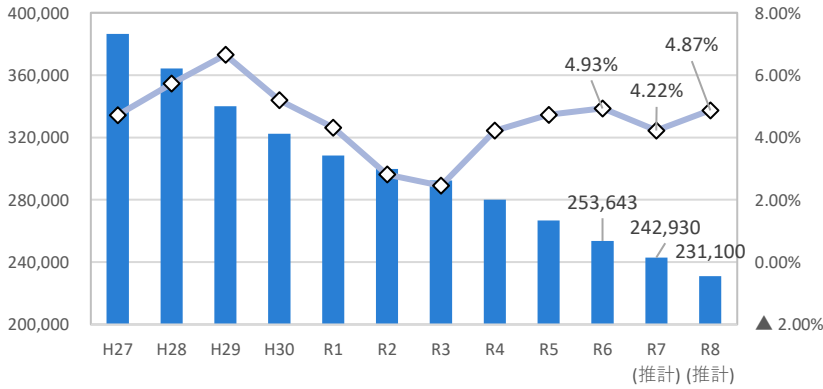
診療費総額・1人当たりの診療費推移

※データソース
R 6 まで：事業年報 C 表



被保険者数の推移・減少率

※データソース
R 6 まで：事業年報 A 表#62



令和 8 年度の県全体で必要な納付金総額の算定

- 納付金総額から減算する公費等について、国通知に基づき下記のとおり算入した（総額811.2億円）。

1 国交付金等（336.1億円）

公費	算入額(千円)	概要
療養給付費等負担金等	22,249,312	療養の給付等の保険給付費に対する国庫負担金
国・普通調整交付金	9,079,625	都道府県間の財政力格差を調整するための国庫負担金
国・特別調整交付金（県分）	138,188	子ども被保険者による財政影響（20歳未満被保険者数）に応じて交付
保険者努力支援制度（県分）	732,708	評価結果に基づき交付
高額医療費負担金	927,335	高額な医療費（1件90万円超）に対する国庫負担金
特別高額医療費共同事業負担金	55,182	著しく高額な医療費（1件420万円超）に対する国庫負担金
出産育児交付金	17,046	出産育児一時金の一部に対する国庫負担金
算定可能な特別調整交付金（市町村分）	170,156	結核・精神に係る療養給付費等が多額であること、未就学児に係る医療費負担が多いことによる財政影響があることに応じて交付

2 県交付金等（50.9億円）

公費	算入額(千円)	概要
県繰入金（1号分）	4,171,746	県財政調整繰入金のうち6%分
高額医療費負担金	927,335	高額な医療費（1件90万円超）に対する国庫負担金

3 前期高齢者交付金（424.2億円）

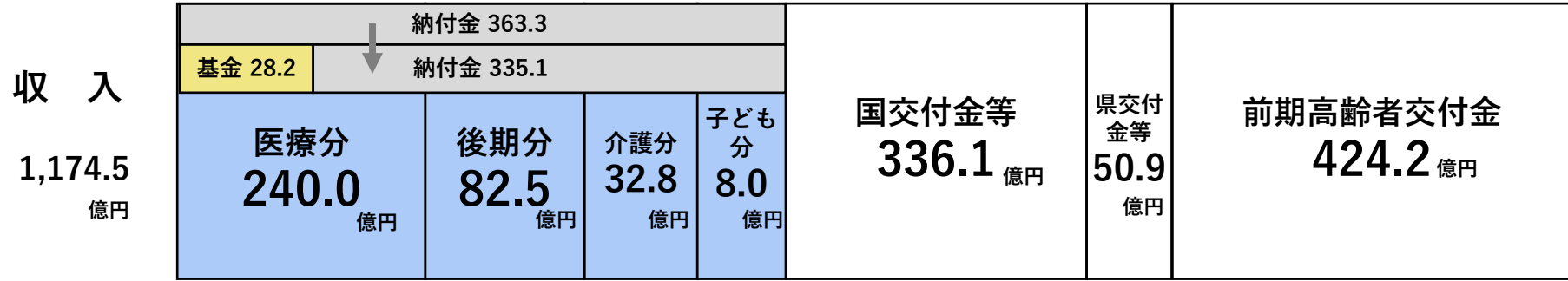
令和 8 年度の県全体で必要な納付金額算定結果

- 支出（保険給付費等）の見込額から、収入（公費等）を控除し、県全体の納付金額を算定した。



審査支払手数料 4.2 億円

※青森県国民健康保険団体連合会が定める令和 8 年度の審査支払手数料の単価は99.80円。



※白い項目（後期高齢者支援金、介護納付金等）は、国が示す係数に基づき計上。
※端数調整により合計が合わないことがある。

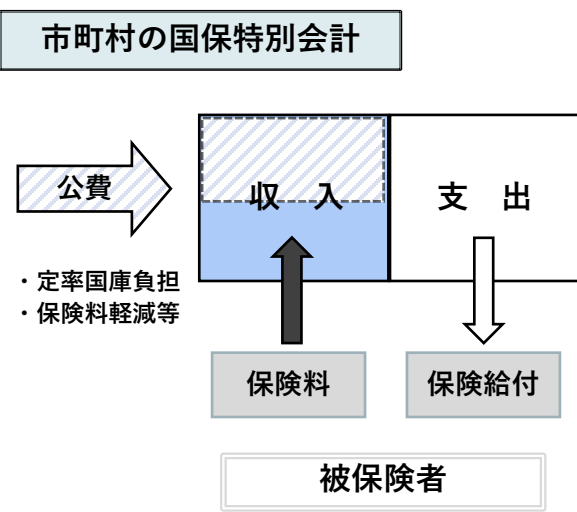
参 考

制度改革後（H30～）の国保財政の仕組み

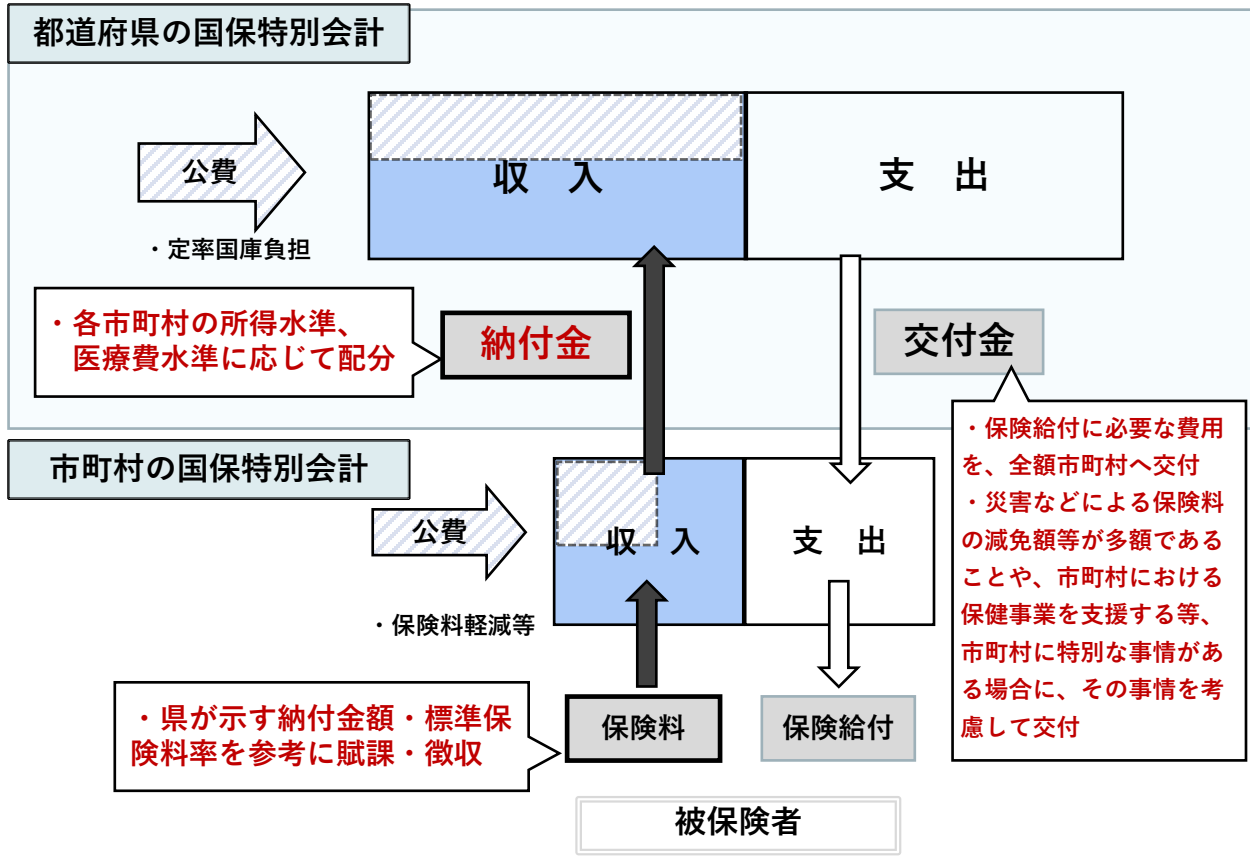
- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの**国民健康保険事業費納付金**の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
- 市町村は都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。

改革前

- 市町村が個別に運営
- 制度の構造的な課題があった（所得水準の低さ、医療費水準の高さ等）

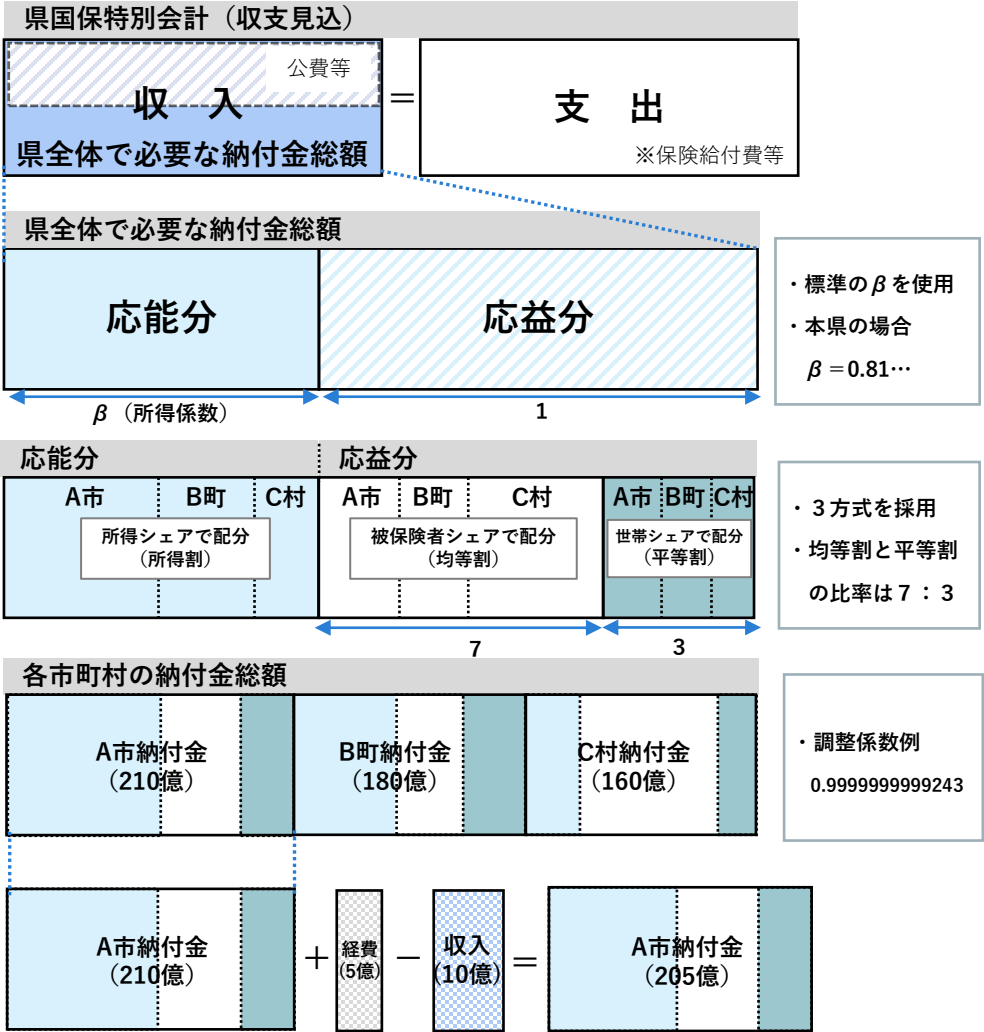
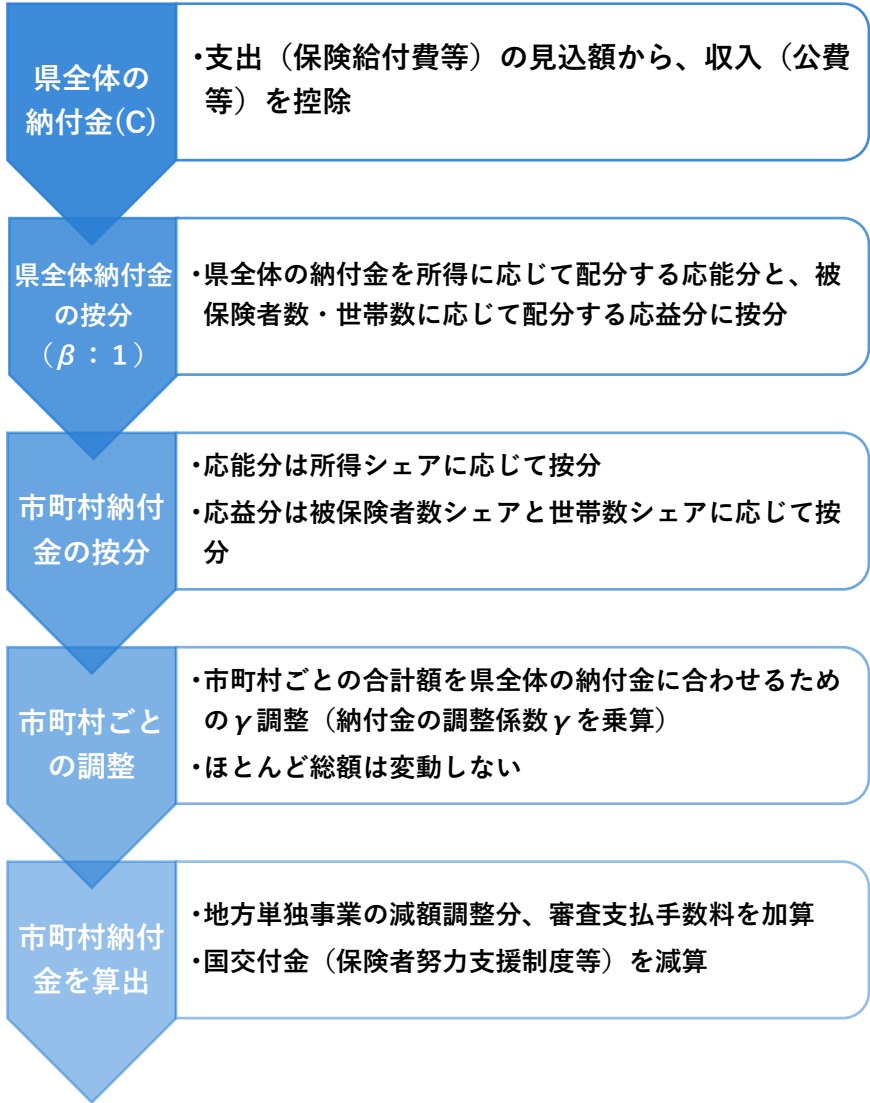


改革後



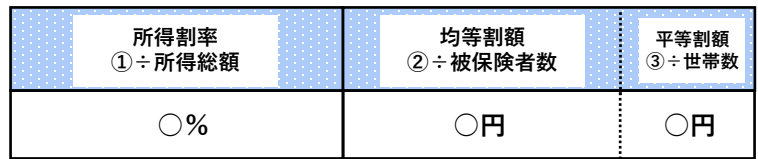
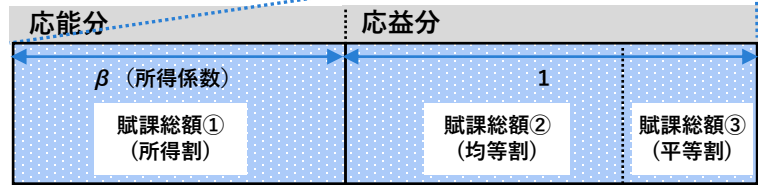
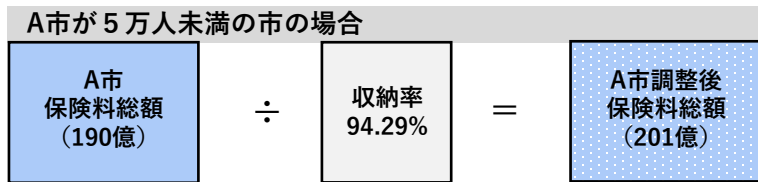
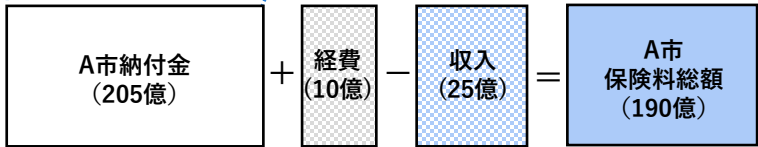
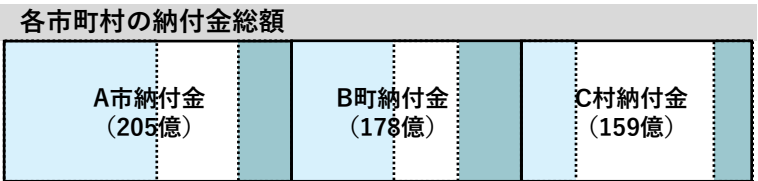
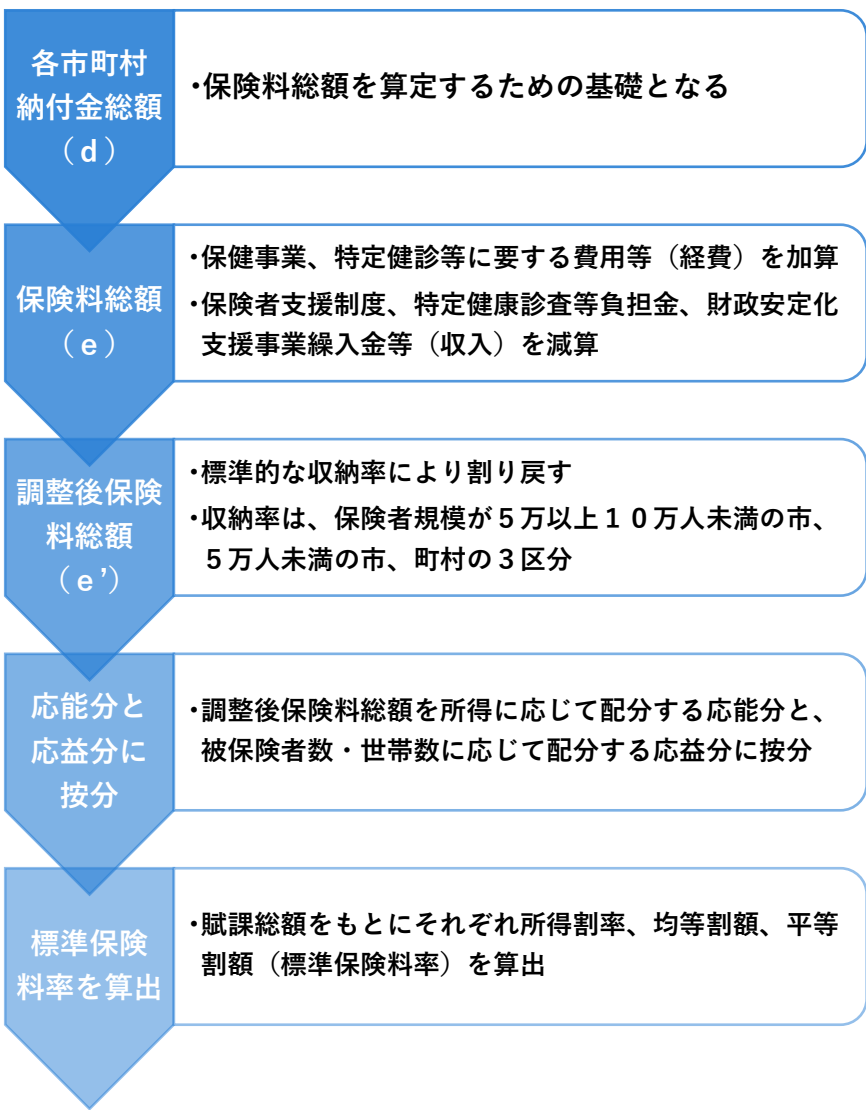
国保事業費納付金算定のイメージ

- 市町村が県に納める納付金は、県全体で必要となる納付金総額に、各市町村の所得シェアや被保険者数シェアにより按分し算定する。



標準保険料率算定のイメージ

- 県が算定した納付金に市町村独自の事業（保健事業や任意給付等）に要する経費や、市町村に直接交付される公費等の収入を加減算し、保険料総額を算定し、これを賦課方式に当てはめて算定する。



- 3方式を採用
- 均等割と平等割の比率は7 : 3

標準保険料率算定のイメージ（追加） ※子ども・子育て支援金のみ

- 子ども・子育て支援金制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の負担が増えないよう、18歳未満に係る均等割総額については、18歳以上均等割総額として18歳以上に賦課することとして算定する。

